

平成29年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成29年6月16日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建 二 郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10番	谷 村 知 重 君
11番	丸 山 文 靖 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	平 泉 宮 子 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都 市 整 備 部 長	西 尾 正 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君

消 防 長	相 馬 一 司 君
総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

教 育 長	星 野 恒 徳 君
教 育 部 長	森 川 治 君

選挙管理委員会委員長	高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長	（村 上 孝 徳 君）

農業委員会会長	小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長	佐々木 武 君

監 査 委 員	後 藤 樹 人 君
監 査 事 務 局 長	永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 森川明議員、
2 番 吉岡建二郎議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。
2 番、吉岡建二郎議員。

● 2番吉岡建二郎議員（登壇） 2017年第2回定例会に当たり、大綱2点について、市長及び教育長へ質問をいたします。

1つ目の質問です。道路整備について伺います。

今年は雪解けが早く、冬期間の凍上による路面の悪化への対応、再整備も早い段階から行われ、雪解けすぐの季節と比べると、現在は市内の道路も通行しやすい状況になっているかと思えます。対応されている職員の皆さんには、毎年感謝するばかりです。

しかし、対応がすべての地域に十分に行き届いているかといえば、そうではありません。特に、南美唄地域を見ると、未舗装の道路が目立ち、舗装されていたとしても、路面の状況はよろしくないところが多くあります。

一方で、西21線のように非常にきれいに整備された道路も一部にはあります。西21線は、そこまで市民の利用が多い道路ではないと考えます。

以前、委員会での質問で伺った際には、防衛省の補助を活用し、整備をされたとのことでしたが、自衛隊の駐屯地はまさに南美唄地域にあります。防衛省の補助を活用して、南美唄地域の道路整備を進めることができるのではないかと考えます。

そこで質問です。まず確認のため、道路整備について、昨年度の実績と今年度の計画について伺います。

あわせて南美唄地域の道路整備について伺うために、防衛省の補助を活用した道路整備の状況についても伺います。

2つ目の質問です。就学援助について伺います。

最近、憲法改正について多くのマスコミ、メディアが取り上げており、その中の議論の1つには、教育の無償化が入っています。教育の無償化自体は憲法改正を行うことが必要かどうかについて今は横に置いておくとして、平等に教育を受けるということ、学習権の保障は非常に重要なことです。エネルギー資源の乏しい日本において、人的資源への投資である教育は、非常に優先度の高い分野の1つと考えられます。

教育は、国民の3大義務の1つであり、憲法26条には、第1項、教育を受ける権利と、第2項、教育を受けさせる義務について規定されています。義務教育段階の小中学校においては、特に、教育が意味するものは、範囲が非常に広いものです。机に向かって授業を受け、いわゆる5教科の勉強をするだけではなく、部活動などを通して人とのつき合い方を学んだり、社会に触れ、見識を広げたりすることも教育に含まれます。保護者の所得の高い低いで、そういった学びの機会が制限されることは、本来であれば、あってはならないことです。就学援助という制度は、そういった教育の格差を少しでも是正するためにあるものです。就学援助の実施は各市町村で行われており、その実施状況は、市町村ごとに各々違ってきます。最近では、いわゆる追加3項目といわれる3つの項目を実施する市町村も増えてきていると聞きますし、必要であれば、支給時期を前倒しして、項目によっては支給をしている市町村も出てきています。

そこで質問です。本市の就学援助制度の概要について、①認定基準について、これまでの認定基準の改正について ②支給項目につ

いて、実施している項目と、本市では、新3項目はまだ実施されていませんので、新3項目が追加された時期について ③支給金額について、各費目の援助額について、また支給金額の見直しの動向について ④支給時期について、各費目の支給時期について伺います。

また、制度の利用状況について、過去3年間、小中学校別の準要保護及び生活保護の認定率について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、道路整備について、昨年度の実績と今年度の計画であります。平成28年度の実績は、西21線の舗装整備、美培線の改良舗装整備、拓北・峰樺西7号線と開発・峰延西5号線の舗装整備、生活道路3地区の改良舗装と3地区の簡易舗装を、合わせて延長3,572メートルの整備を実施しております。

また、今年度の計画は、美培線とゆたかニュータウン1線の改良舗装整備、開発・峰延西5号線の舗装整備、生活道路2地区の改良舗装と2地区の簡易舗装を合わせて延長1,179メートルの整備を計画しているところであります。

次に、南美唄地域の道路の整備状況についてであります。防衛省の補助を活用し整備した道路は、進徳南美唄線を昭和58年度から平成5年度まで、東21線を平成6年度から平成15年度まで、西21線を平成23年度から平成28年度までに整備を終えております。

また、平成31年度の新規事業採択に向け、道路の路面の損傷が進んでおり自衛隊車両も多く通行いたします南美唄・光珠内線の延長

1,700メートルの予備設計を今年度を実施する計画をしております。防衛省の補助事業は、南美唄地域の幹線道路を整備するうえでは、貴重な財源となっているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、就学援助制度における認定基準の改正の経過についてであります。就学援助認定基準は、現在、生活保護法に基づく認定基準額の1.15倍以下を認定しておりますが、平成18年度までは認定基準額の1.2倍以下としていたところです。

なお、平成27年度以降に関しては、「生活保護基準の見直し後の基準」を適用することになり、生活保護基準の見直しの影響が生じることになりますので、教育委員会といたしましては「美唄市要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助実施要綱」を一部改正し、準要保護者の認定基準の特例を設け、「見直し前の生活保護基準」を適用し、生活保護基準の見直しの影響が生じないよう措置したところであります。

次に、本市における支給費目については、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、体育実技用具費、医療費及び通院費となっております。

なお、未実施である新3項目である「クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費」については、平成22年度から就学援助の費目に追加されたところあります。

次に、小学生の平成29年度の各費目ごとの支給金額については、学用品費1万1,420円、

通学用品費 2,230 円、校外活動費で宿泊を伴わないもの 1,570 円、宿泊を伴うもの 3,620 円、新入学児童生徒学用品費 4 万 600 円、修学旅行費 2 万 1,490 円を上限として支給、学校給食費は月額実費を支給、体育実技用具についてはスキー用具を現物支給、医療費は援助対象疾病の医療費の 3 割を教育委員会が直接医療機関へ支払いしており、通院費は交通費の実費を支給しているところです。

また、中学生の支給金額については、学用品費 2 万 2,320 円、通学用品費 2,230 円、校外活動費で宿泊を伴わないもの 2,270 円、宿泊を伴うもの 6,100 円、新入学児童生徒学用品費 4 万 7,400 円、修学旅行費 5 万 7,590 円を上限として支給、学校給食費、体育実技用具、医療費及び通院費は小学生と同様となっております。

なお、支給金額の見直しにつきましては、今年度から新入学児童生徒学用品が小学生では 2 万 300 円から 4 万 600 円に、中学生では 2 万 3,700 円から 4 万 7,400 円に増額改定されたところです。

次に、各費目の支給時期については、学用品費及び通学用品費は 4 月下旬と 10 月下旬に、校外活動費は実施時期に、新入学児童生徒学用品費は 4 月下旬に、修学旅行費は実施時期に、学校給食費は毎月 26 日に、体育実技用具費は 11 月中旬から下旬に、医療費は教育委員会が直接医療機関へ支払いをしており、通院費は 4 月と 10 月となっております。

次に、就学援助の準要保護及び生活保護の認定率についてであります。過去 3 年分を小中学校別で申し上げますと、小学校の平成 26 年度の準要保護の認定率は 24.46%、要保

護の認定率は 1.93%で、合計 26.39%、平成 27 年度の準要保護の認定率は 22.55%、要保護の認定率は 2.42%で、合計 24.97%、平成 28 年度の準要保護の認定率は 21.27%、要保護の認定率は 2.29%で、合計 23.57%となっております。

また、中学校の平成 26 年度の準要保護の認定率は 24.68%、要保護の認定率は 3.15%で、合計 27.83%、平成 27 年度の準要保護の認定率は 25.76%、要保護の認定率は 2.29%で、合計 28.05%、平成 28 年度の準要保護の認定率は 25.15%、要保護の認定率は 2.0%で、合計 27.15%となっております。

●議長小関勝教君 2 番、吉岡建二郎議員。

●2 番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

道路整備についてですが、昨年度の実績と今年度の計画を比べますと、整備の延長、長さには大きな開きがあるかと思えます。これは昨年度、防衛省の補助が活用された西 21 線の舗装整備があったことが大きいかと私は思うんですけれども、また、再来年度、先ほどのとおり、新事業採択では 1,700 メートルの計画が上がってきているように、やはり道路整備において、防衛省の補助事業は、大変大きなウエートを占めているものだと再認識をさせられております。

そこで質問なのですが、西 21 線のように、あまり市民の利用が多いと見込まれない道路の整備、こういったものでも防衛省の補助が活用されればできていて、その結果として、大変、ものすごく立派な道路ができています。その一部でも、金額的にいって一部でも使えれば、南美唄地域の比較的通行の多

いバス通りですとか、生活道路の整備が、今よりもだいぶましなものになるのではないかと考えているんですけども、駐屯地のある南美唄地域ですから、防衛省の予算の活用をどうにかできないものか、その点について伺います。

また、就学援助についてですけども、認定基準のところですけども、生活保護基準の1.2倍で運用していたものが、1.15倍に引き下げられたということについては、本当にその基準、1.15倍というものが適切なのかどうか、甚だ疑問は残るんですけども、この点について詳しく議論するのは、今後の委員会等でさせていただきたいと思います。

また、見直し前、見直し後の数字も、見直し後ではなくて、見直し前のものが維持されていくように、ぜひとも今後も努力していただきたいと思います。

就学援助で再質問をさせていただく点ですが、認定基準について、美唄市だけではなく、空知管内10市との比較について伺いたいと思います。

また、実施項目については、未実施である今の新3項目について、ご答弁いただいたとおり、7年前から追加されているものであり、いうなら、新3項目という呼び方をして、別枠のように扱うのは適切ではないのではないかと私は考えます。この3項目、クラブ活動、生徒会費、PTA会費について、近隣市では、中には3項目すべてというわけではないところもありますけれども、すでに実施されているという市もあります。ですので、本市での導入は、今のところどういった議論がされて、検討などされているかについて伺います。

また、各費目の支給金額、ご答弁いただいた金額は、私もちょっと調べますと、知っている範囲ですが、国の定める金額と同額を支給している状況にあるかと思います。この金額は、本市の状況から見ると、十分な金額と言えるのか、どう考えているのかを伺います。

そして支給時期に関しても、先ほども少し申し上げたとおりですけども、先進の自治体では、必要とされる時期に、しっかりと手元にあるように、前倒しの支給が進んでいる状況が今出てきています。

以前も一般質問の場で入学準備金について伺いまして、その他の費目に関しても、やはり、可能な限り必要となる時期の前の支給が望ましいのではないかと考えています。

例えば、修学旅行費は、実際に支払いをされる前に支給がされるのが望ましいかと思えますし、入学準備金は、入学の準備ですから、入学は4月ですから、2月ですとか3月ですとか、前倒しで支給されるべきではないかと思うのですが、その点について、どのように考えられているか伺います。

また、利用状況を3年間分お答えいただいて、およそ小学校も中学校も4分の1程度の方が就学援助に認定されているという状況です。制度の必要性は、4分の1ということですから、非常に高く、重要な制度となっているかと思います。認定基準、支給金額、支給時期等といった再質問をさせていただきましたけれども、こういった制度の全体として、今後さらなる充実が必要であると考えますが、今後の見通しについては、どのように今立っていて、どのようにお考えかということをお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

防衛省予算の活用についてであります。道路を整備する場合の補助事業では防衛施設周辺の生活環境等に関する法律で、補助採択の要件が定められており、その中では、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は活動が阻害されるとみとめられ、その障害の緩和に資するために道路整備を行うものとし、自衛隊車両が訓練のために防衛施設への出入り及び防衛施設間の移動に利用する道路で、自衛隊車両の通行により一般車両の通行及び周辺地域に障害を及ぼしている場合となっております。

このことから、防衛省の補助事業では幹線道路以外の生活道路の整備は難しいものと考えているところであります。

また、南美唄地域の生活道路の多くが市道認定のされていない、私道であり整備を行うための財源の捻出に苦慮しているところであります。今後、道路整備の財源となるものが有るか情報収集に努めまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、空知管内 10 市の認定基準の状況についてであります。平成 29 年度の就学援助の認定に当たり、生活保護基準の見直し前の基準を使用している市は、本市を含め 8 市、見直し後の基準を使用している市は 2 市となっております。生活保護基準に掛ける係数については、本市を含め生活保護基準の見直し前

の基準を使用している 8 市は、1.1 倍から 1.3 倍となっており、生活保護基準が引き下げとなる見直し後の基準を使用している 2 市については、1.3 倍から 1.5 倍となっており、この 2 市については生活保護基準の見直しの影響が出ないよう倍率を引き上げたと同っております。

次に、新 3 項目である「クラブ活動費、生徒会費及び P T A 会費」については、平成 22 年度から就学援助の費目に追加されたところであり、教育委員会といたしましては、今後においても他市の状況を把握するとともに、援助項目の追加について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、単価ですが、本市では、国で定める単価を支給しているところであります。この支給額につきましては、経済的に厳しい家庭に配慮するという趣旨を鑑みますと、これで十分であるとは言えないと考えております。

次に、新入学児童生徒学用品費は 4 月下旬に支給しているものを、例えば、3 月に支給しようとした場合、予算措置あるいは入学年度と支給年度が異なることによる制度上の問題など、さまざまな課題があることから、引き続き、研究してまいりたいと考えております。

また、修学旅行費については、保護者が修学旅行の実施前に旅行会社に分割での支払いや一括での支払いが行われているところですが、今後とも、早期に支給できるよう努めてまいります。

次に、制度充実のための今後の見通しについてであります。就学援助の認定に当たり、生活保護基準に掛ける係数については、今後

とも生活保護基準の見直し前基準を使用し、生活保護基準の見直しの影響が出ないように取り進めてまいりたいと考えております。

次に、本市では、国で定める単価を支給しているところであります。この支給額につきましては、経済的に厳しい家庭に配慮するという趣旨を鑑みますと、これで十分であるとは言えず、国の支援拡充が必要と考えております。

次に、新入学児童生徒学用品費などの支給時期については、引き続き、研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、就学援助については、その充実を図るため、本市としましては、全国都市教育長連絡協議会などを通じ、国に対して就学援助の充実を継続して要望しているところであり、今後とも国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員（登壇） 平成29年度第2回定例会にあたり、大綱2点について市長にお聞きいたします。

初めに、大綱1点目の農業行政についてですが、びばい未来交響プランの後期基本計画にあわせ、平成32年度へ向けた美唄の農業、農村の目指す方向を取りまとめた美唄市農業ビジョンについて、次の3点について市長に伺います。

1点目は、美唄市農業ビジョンで美唄市の農業を取り巻く課題として、強い基盤づくり「新規就農者の育成と確保」とありますが、新規参入者を含め、市として、どのようなことができるのか伺います。

2点目は、消費者に信頼される産地づくりとして、「農産物の品質向上や生産数量の確保を図るとともに、消費者が求め経営安定につながる振興作物の検討も必要」とありますが、何か検討されているのか伺います。

3点目は、美唄市農業の目指す姿として、力強い農業が営まれ、市民や消費者から信頼される産地となっておりますが、農業・農村施策の体系、施策の展開方向が記載されており、最後に、計画の推進体制で「実践活動は関係農業団体・機関が実施するものも数多くありますが、生産者や生産組織自体が主体となって取り組むものもあります」となっておりますが、目指す姿「ビジョン」に向け、市としてどのような役割があり、どのように進行確認をしているのか伺います。

次に、大綱2点目の行財政運営についてですが、全国の自治体が所有する公共施設やインフラ施設は、高度経済成長期に集中して整備されており、今後、大量に更新時期を迎える一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあることや、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化してきております。このことから、国は平成26年4月に自治体が所有する施設の状況や利用・運営状況等の供給面、建物性能などの品質面、コスト状況などの財政面の課題を克服するため、公共施設等総合管理計画の策定を全国の自治体に要請し、本市において、平成28年度に、この計画を作成したところであります。

そこで、次の2点について市長に伺います。

1点目は、本市の計画では、今後30年間で公共施設の総延床面積を30%削減することとしており、必要な行政サービスの低下を招く

ことなく、この計画をより実効性の高い計画とするための本年度の取り組みについて伺います。

2点目は、公共施設の統合や廃止を行う場合の市民との合意形成について、どのように考えられているのか伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、美唄市農業ビジョンについてであります。最初に、「新規就農者の育成と確保」につきましては、農業を営むことで社会へ食料を供給する使命感が感じられるとともに、経営が安定し職業選択において、魅力あるものであることが最も根本的な課題であると考えていることから、現在市内各所で実施あるいは実施予定の基盤整備を促進し、担い手の農業経営の効率化と体質強化を図ってまいりたいと考えております。

併せて、本年度から美唄市農業振興基金を活用した後継者等の研修や技術習得といった取り組み支援の拡充を図ったところであり、こうした支援策や国の担い手支援策も活用しながら新規就農者等の育成、確保を図ってまいりたいと考えております。

また、農家戸数は引き続き減少傾向にあるほか、農協が実施したアンケートでは、就農前の後継予定者も含め「後継者がいる」とした農家が24%から28%となっていることから、新規参入者の確保につながる取り組みを進めるため、農業振興基金の活用では新たに農家で研修する者や研修受入農家の支援を予定しているほか、美唄市農業士連絡会などと連携して、研修を受け入れる体制づくりを進

めているところであります。

次に、「振興作物の検討」につきましては、これまでも、美唄市農業試験ほ場等において、生産における課題解決のための試験研究と成果普及を行ってきたほか、農協が振興作物と位置付けたハスカップやアスパラガスの定着、生産拡大の取り組みを支援し、農業経営の複合化や安定化の推進を図っているところであり、こうした取り組みを継続してまいります。

また、農協の試験ほ場で「タラノキ」や「加工向け露地トマト」などの試験栽培中の作物もありますので、こうした作物や新しい作物についても、地域での適正や収益性、今後の展開の可能性などについて農協や空知農業改良普及センターとも意見交換を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ビジョンにおける「市の果たす役割」についてであります。市といたしましては、農協などの関係団体や生産者など一層の連携を図るほか、生産振興や生産基盤の整備にかかる国・道などの支援制度を有効に活用するなど、安定的な農業生産や所得向上につながる持続可能な環境づくりを着実に推進してまいります。また、消費者に信頼される安全・安心な農産物づくりを一層広めていくために、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の取り組みや環境保全型農業の取り組みを支援するほか、それらの活動を通じて、美唄市農業に対する理解促進を図り、美唄市農業の情報発信に努めて、信頼され支持される産地として発展を目指してまいります。

なお、取り組みの進行管理に当たりましては、進行管理表に基づいたPDCAサイクルの実施により、関係機関・団体等の取り組み

状況も把握し、毎年度、美唄市農業振興協議会等の協議の場で確認し合い、目指す姿に向け、推進してまいりたいと考えております。

次に、行財政運営について、公共施設等総合管理計画についてであります。はじめに、本年度の取り組みにつきましては、この計画をより実行性の高い計画とするため、市民文化系や社会教育系、学校教育系など、11の施設類型ごとの基本的な方針や施設延床面積の削減目標に基づき、個別施設の長寿命化や除却、他の施設との併用や転用など、今後30年間における施設の管理や活用に関して、配置や規模、運営方法などの見直しの検討を行ってまいります。

次に、市民との合意形成についてですが、私は「協働のまちづくり」を進めるうえで、市民の皆さんとの情報共有や意見交換を通じた、共通認識を図ることが重要であると考えております。

そのため、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会などの広報広聴活動を通じて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員 自席より、2点再質問させていただきます。

1点目は、農業行政の美唄市農業ビジョンについてですが、新規参入者の確保に向けて、農家で研修するものや、研修受け入れ農家の支援を予定し、研修を受け入れる体制づくりを進めていくとご答弁いただきましたが、新規参入者の研修後に美唄に住んでもらい、営農していけるように、就農と経営安定をサポートする体制も、市として必要なことだと思います。

ありますが、それについて市長の考えを伺います。

2点目は、行財政運営、公共施設等総合管理計画についてですが、公共施設における個別施設の見直しの検討や、それに向けた市民との合意形成についてご答弁いただきました。

私は、本市が少子高齢化等を背景とした人口減少や依然と続く厳しい財政状況下にあっても、持続可能な行財政運営のため、今後の公共施設等の配置に関しましては、耐震化されていない市庁舎、市民会館も含め、施設機能の集約化や複合化を図ることが重要であると考えております。

また、地域にある公共施設につきましては、安易に廃止するのではなく、コミュニティの場としての役割は高いことから、住民との十分な協議が必要であると考えますが、市長の考えを伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、新規参入者の確保についてですが、研修者が、研修終了後も本市に定着し新規参入することは、移住・定住の取り組みにも合致したものであり、本市農業の担い手確保に繋がることは、もちろんのこと、地域コミュニティの維持や地域の活性化に繋がることから、農業委員会、普及センターや農協、さらには美唄市農業士連絡会と連携し、研修期間中に技術習得や地域の生産者との交流を図るほか、就農に向けた準備のサポートなどにも取り組む必要があると考えております。

次に、公共施設等の配置についてでありま

すが、建設後、30年以上経過している公共施設につきましては、現在、約54%あり、10年後には、約73%となることから、持続可能な行財政運営のもと、活力あるまちづくりを進めていくうえで、市庁舎、市民会館も含め、公共施設の集約化や複合化は必要であると考えているところであります。

また、地域にある公共施設につきましては、災害時の避難場所であるほか、地域コミュニティの創出や継続のための重要な役割を担う施設であると考えているところであります。

いずれにいたしましても、この計画の推進に当たりましては、地域の方と十分な協議を重ねたうえで、安全・安心で活力あるまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） 平成29年第2回定例会におきまして、大綱3点について市長ならびに教育長にお伺いをいたします。

大綱1点目は、福祉行政についてです。

1つ目は、認知症施策の認知症カフェについて伺います。

介護離職者ゼロ、家族介護者支援、住み慣れた地域での生活の継続を目指す上で、認知症カフェは大きな期待が寄せられています。平成24年「認知症施策推進5カ年計画」（オレンジプラン）で、認知症の人や家族等に対する支援として普及が始まった認知症カフェは、平成27年に「新オレンジプラン」にて、認知症、地域支援推進員の役割として明記されたことで爆発的に拡大し、平成26年末で、全国で655箇所、発祥のオランダでは240箇所に比

べ、数や内容についても計画的に展開されているところです。

本市におきましても、昨年は、コミュニティホーム美唄にて、移動オレンジカフェも開催したとのことで、地域に求められるカフェを目指し進められおり、設置から丸2年を迎えようとしているところです。

そこで、次の2点について伺います。

認知症カフェの利用状況と成果についてはどうだったのか。

現在の課題と今後の取り組みについてはどのようなになっているのか、市長にお伺いします。

2つ目は、認知症初期集中支援チームについてです。

平成30年度から全ての市町村で実施することが決められていますが、およそ認知症の患者全体の約1割が治療可能な認知症であるといわれています。そうした治療可能だという状況に加えて、認知症は、早めに治療を開始する場合ほど症状の進行を遅らせることができる場合もあり、改善につながる可能性がある病気でもあります。

また、介護をしている家族の方達が相談できる体制づくりは大変重要であり、男性が家族の介護を行っているというケースも多くなり、その場合、相談できずに抱え込んでしまうということも報道されているところです。

そこで、次の3点について伺います。

認知症初期集中支援チームとは、どういったものなのか。

本市では、どのような体制で実施する予定なのか。

対象者は、どのような方が想定されるのか

について市長にお伺いします。

大綱2点目は、行財政運営についてです。

1つ目として「人事評価制度」についてです。

地方公務員法に基づき、本市では、昨年度より人事評価制度を導入しました。これは、職務を遂行するための能力評価について、また掲げた目標がどう達成されたかを表す業績評価を自ら段階づけし、それを1次評価者、さらに2次評価者が評価し、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものと認識しております。限られた人材の中で、職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上を図ることで、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めていくことを目的として「美唄市人材育成基本方針」の策定も行われました。

この人材育成のための一つとして、職員研修があります。これは、地方公務員法第39条に基づき、研修計画を定めることとされており、市職員としての使命感と責任を自覚させ、職務の遂行に必要な知識・技能等を養わせること、また、行政を巡る環境の変化に柔軟に対応できる優れた企画力、創造力並びに広い視野を養わせること、そして、常に自己啓発意欲を高揚し、幅広い教養と健康で人間的魅力を培わせることが研修の目的となっており、全ての職員を対象として計画されていることと思えます。本年度におきましては、新採用研修から一般職研修や管理職研修、昨年からは自己啓発としてサテライト・キャンパスへの参加も行われているところと伺っております。

そこで1点伺います。

目指すべき職員像を目指し、人事評価制度

が導入され、その中で人材育成基本方針に基づきながら研修等も行ってありますが、この評価制度についてはどのように検証されているのか、また、今後はどのように生かしているのかとお考えなのか、市長に伺います。

大綱3点目は教育行政について伺います。

まずは、「子どもが安心して通学できるまちづくり」についてです。

平成28年度の熊の出没についての目撃情報は5月～9月の5カ月間にかけて、東美唄、茶志内、南美唄と合計9件でしたが、平成29年度におきましては、4月26日から約1カ月間の期間で、すでに9件の目撃情報がありました。特に、4月27日におきましては、保護者なども通学路を巡回するなどし、児童生徒の通学路の安全確保に努めたところでありました。また、熊以外でも、キツネが通学路に多く出没する地区もあり、その対応が望まれているところです。

そこで、野生鳥獣からの被害を未然に防ぐために、庁内での連携や学校への連絡体制など、児童生徒の通学路等における安全対策については、どのようになっているのか、市長ならびに教育長にお伺いをいたします。

次に、教育行政執行方針について伺います。

新しい教育委員会制度へ移行した本年、本市におきましては、新教育長のもと、新年度を迎え、精力的に学校教育活動をはじめとした教育行政に取り組んでいるところと伺っております。

私は、美唄の大地にしっかりと足をつけ「ぜひ、美唄市の学校で教育を受けさせたい」と多くの保護者に思ってもらえるような教育環境

を整えていくことこそが、希望の持てるまちづくりではないかと考えます。

そこで、3点質問をいたします。

1点目として、小中学校教育における新学習指導要領への対応についてです。新しく導入される英語教育やプログラミング教育なども含まれるアクティブラーニング、そして特に、道徳教育については、小学校では平成30年から、中学校においては平成31年から実施されることになっております。いじめ防止の内容も盛り込まれた「特別の教科道徳」など、これらの新しい教科への指導体制が、現在どのように進められているのか、教師の多忙が問題視されている中、新学習指導要領についての準備体制が順調に進められているのか、教育長にお伺いします。

2点目として、高等学校支援策についてです。定員120名のところ、60名の入学生となった美唄尚栄高校ですが、1学級減となり、道教委では次年度の定員を見直す方向で検討中であるとの報道がされております。

本市におきましては、聖華高校と尚栄高校の2校があり、若者の活気と希望にあふれた姿がまちにあることは本市にとって貴重な財産であるといえます。特に、尚栄高校の存続に向けて、今後どのような取り組みを行っていくのか。さらに、定員を確保するためには、市内の中学校との連携は大変重要なものと考えます。

そこで1つ目ですが、これまで高等学校に対してどのような支援を行ってきたのか。

2つ目として、中高連携については、どのような取り組みや支援をしていくのか、教育長に伺います。

3点目として、キャリア教育とふるさと教育についての考え方です。

教育行政執行方針では「高等学校におけるキャリア教育」を支援、また教職員に対しては「ふるさと美唄研修」を行うとあります。

私は本市の学校教育における児童、生徒に対しても、いわゆる職業観をもたせ、希望する進路に向かって自立できる社会人となるよう、基礎学力、能力をしっかりと身につける「キャリア教育」と、ふるさとの美唄を大切に思う心を養う「ふるさと教育」の両方が大切だと思います。この「キャリア教育」と「ふるさと教育」についてですが、1つ目に、職業観をつくるための指導についてどのようにお考えか、2つ目に、ふるさと教育における地域資源の活用についてどのように考えているか、教育長にお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、地域で安心して暮らせるまちについてであります。認知症カフェにつきましては、本市では、平成27年9月に開設し、実施日は毎週火曜日となっております。本人や家族、市民、各方面の専門職の方々が利用されております。

利用者数につきましては、開設当初は1回あたり10人程度を見込んでおりましたが、平成27年度及び平成28年度は平均17名、平成29年度は19名と増加しており、市民に浸透してきていると認識しているところであります。

成果といたしましては、多くの方が訪れていただいていること、そこに来て体調を相談

したり、介護についての思いなどを語ることで、気持ちが晴れたり、穏やかになるなど、本人の体調維持、介護負担の軽減のために、それぞれの方が日々の生活を過ごしていくうえで、重要な場所となっていると認識しております。

このように有効に利用されている事例は、関係者より高い評価をいただいているところであり、このことから、本年5月末には、日本認知症ケア学会大会におきまして、先進的な取り組みとして発表を行ったところであります。

現在の課題といたしましては、継続的に認知症カフェを運営するために、実行委員会の団体や市民ボランティアが、主体的に運営に携わることができる人材の育成が重要であり、また、今後の認知症カフェの方向性といたしましては、近くの地域におきまして、各種団体や市民が中心となり、多くの認知症カフェが運営されることで、必要とされる方が気軽に利用できるようにしていきたいと考えております。そのため、現在の認知症カフェが地域に出向く、移動カフェを開催し、理解と周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、認知症初期集中支援チームについてありますが、新オレンジプランの中では、平成30年度から全ての市町村に設置するように目標設定されており、内容としましては、家族の訴え等により認知症が疑われる人及び家族を訪問し、専門職が初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うものであります。

また、専門職の職種といたしましては、医師、医療系職員、介護系職員の最低3名以上

となっているところであります。

このため、本市では、市立美唄病院の医師、地域包括支援センターの看護師、社会福祉士をチーム員として考えており、近隣の市町村から情報収集をするとともに、各専門職が所定の研修を受講し、体制を整備しているところであります。

次に、対象者につきましては、40歳以上で認知症が疑われ、在宅で生活をしている人であり、そのうち、医療や介護サービスを受けていない人、または中断している人となっております。

次に、行財政運営について、人事評価制度についてであります。これまでの勤務評定とは異なり、自分で設定した目標に向かって業務を遂行し、それが評価につながることで、また、評価の過程で評価者である上司との面談の場を設定していることから、コミュニケーションを深め、信頼関係を築くとともに、職員一人ひとりの資質向上と能力開発に効果があったものと認識しております。

このため、今後におきましても、評価者研修、被評価者研修を積極的に行い、制度の公平性、客観性、透明性を確保し、さらには、組織としての総合力も高まり、限られた人材で厳しい財政状況や多様な行政ニーズに対応した柔軟かつ機能的な組織体制となるよう、効果的な人材育成に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、「びばい未来交響プラン後期基本計画」と「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向け、これまで以上に創意工夫を行いながら、各施策に対して効率的・効果的に取り組むとともに、限

られた人材の有効活用を図りながら、新たな課題への対応や施策の推進に向け、制度の充実と組織力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育行政について、子どもが安心して通学できるまちづくりについてであります。ヒグマの出没通報に係る対応といたしましては、市、警察及び北海道猟友会美唄支部と現地を確認し、ヒグマと確認されたものあるいはその可能性があるものにつきましては、農政課から教育委員会、都市整備課など必要な部署へ連絡のうえ、出没現場への注意を喚起する看板の設置、警察や猟友会とともに周辺のパトロールを行い、市のホームページへヒグマ出没情報を掲載するほか、状況に応じて、注意喚起のチラシ配布、広報車による注意広報を行っております。

また、市の各所属では、必要な対応を検討し、教育委員会の登下校時の巡回や都市整備部の公園の一時封鎖などを実施しているところですが、今後、ヒグマの目撃情報があった場合は、速やかに庁内関係部署へ連絡することの徹底と、対応マニュアルの見直しについても、指示したところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、クマの出没時の安全対策についてですが、教育委員会では、「学校における危機管理マニュアル」に基づき、学校や地域の状況に合わせて教職員がとるべき措置の具体的な内容・手順等を定め対応しているところであります。

具体的には、市の経済部から「クマの目撃

情報」の連絡があったときは、教育委員会は、速やかに、幼稚園、小中学校にファックスまたはメールにて通知するとともに、巡回パトロールを実施しているほか、出没地域に近い学校の保護者に対しては、学校からの連絡網等により、登下校の際の付き添い等の協力を依頼し、児童生徒の安全確保を図っているところであります。

いずれにいたしましても、児童生徒の通学路の安全確保につきましては、教育委員会、学校、保護者のほか、地域の皆さんや警察、道路管理者など、多くの関係者の皆さんと連携した取り組みを継続するとともに、より実効性の高い安全対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新学習指導要領についてですが、道徳教育においては、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科道徳」として教科化されることに伴い、各学校とも、道徳教材を活用し道徳科の指導や評価方法について、試行的に取り組んでいくこととしております。

また、英語教育につきましては、小学校3、4年生では「外国語活動」として、5、6年生では外国語が教科化されることとなり、小学校の中・高学年では、年間の授業時間が35単位時間増えることとなりますが、文部科学省は、来年度からの試行期間は、この時間を確保するために総合的な学習の時間から15単位時間を外国語の授業時間に割り当て円滑に移行するとともに、効果的な教材開発と指導者の確保を求めているところであります。

文部科学省は、この答申を受け、本年1月、小学3年生から6年生の年間指導計画素案を

作成し、児童用テキスト・教師用指導書サンプルをホームページに掲載したほか、3月には研究開発校向けに配布していた高学年及び中学年用の補助教材「ハイフレンド」を全小学校に配布し、6月には次期学習指導要領の解説を発行する予定に加え、新しい英語・外国語の教材や校内研修に活用するガイドブックを今年中に作成し、各教育委員会などを通じて現場に配布することとしております。

教育委員会といたしましては、これら文部科学省の動きに適切に対応するため、本年度、各学校の教員で構成する「美唄市外国語活動・英語教育検討委員会」を設置し、この中で小学校英語を実践的かつ効果的に先行実施できるよう、指導計画案の作成や教員研修等の施策等について、早急にまとめていきたいと考えております。

次に、プログラミング教育についてですが、総務省では、日本の産業の成長にとって重要な役割を担うと期待されているIT人材を平成37年までに100万人育成する方針を発表し、これを受け、文部科学省は、次期学習指導要領に、小学校でのプログラミング教育の必修化を盛り込むことを決定したところであります。

プログラミング教育は、理論的思考力や創造性、問題解決力を育成することを目的とし、小学校段階でのプログラミング教育は、児童生徒がコンピュータとプログラミングの本質を学習しながら、コンピュータは迅速に命令に従うものの、命令通りしかできないことに気付かせ、この学習体験をもとに、児童生徒に、どのようにすると思う通りの動きに近づくのか、どのような動きの組合せが必要なの

か、どのような記号の組合せが最適なのか、何をどう間違えたのか、何をどのように修正したらいいのか等々、情報に関する課題を探索させ、論理的思考力や創造性、問題解決力を育成する学習課程となっております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の発達段階において、物事の捉え方や考え方の枠組みといった「見方・考え方」を主体的・対話的かつ深い学び、いわゆるアクティブラーニングの観点から、このプログラミング教育は大変意義のある教育であると考えております。

一方、プログラミング教育を実施するに当たっては、ICT環境の整備や教材の開発、教員の養成・研修、指導体制の充実が求められていることから、今後示される学習指導要領の解説などを参考に、これら課題について調査・研究し、児童生徒の資質・能力向上に繋げてまいりたいと考えております。

次に、市内高校への支援策についてですが、平成28年度から美唄市内高校への支援事業として、美唄尚栄高校には、学校が行うキャリア教育の経費のほか、全国・全道大会出場旅費や資格・検定受講料などの経費の一部を、美唄聖華高校には、実習で使用するバスの借り上げ経費、資格・検定受講料、学校のPR経費の一部を助成しており、今年度は青少年育成基金を活用し、支援事業の拡充を図ったところであります。

次に、中高連携のこれまでの取り組みと支援についてですが、中学校卒業生数が減少していく中、定員を確保していくためには、それぞれの高校における教育活動を理解してもらい、学校の魅力を知ってもらうこと

が必要であるものと考えております。

このため、教育委員会といたしましては、市内高校と中学校の進路指導に関する懇談会、1日体験入学、学校だよりに高校の進路状況を掲載するなど、学校への興味・関心を深めてもらうほか、美唄尚栄高校の施設・設備を利用した市内中学校との授業交流を支援してまいります。

また、美唄尚栄高校については、美唄サテライト・キャンパス事業の中での協力3大学からの出前講座の実施により、生徒の大学進学への意欲の醸成に努めてまいります。

次に、キャリア教育についてであります。学校でのキャリア教育は、子どもが、将来、社会の一員としての役割を果たすため、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を培うための教育活動であると考えております。

そのためには、学校で学んでいることを将来の自分と結び付けて考えたり、自分の興味や資質に気づかせ、それを伸ばすためにはどうすれば良いのかを考えさせ、実社会で働いている人や仕組みに触れ、働くことの意義や喜びについて理解することが重要であると考えております。

本市におきましては、自らの興味・関心や資質に応じた多様な進路の可能性を拓くことを目的として、小中学校では、農業体験学習をはじめ、地元の商店や企業見学を通して、職業観を培うとともに、高校においては、インターンシップ体験を通して、経済・社会・雇用等の基本的な仕組みについての知識や社会人・職業人として必要となる知識を育成し

ているところです。

急速に変化する社会の中、働く喜びと社会の厳しさの両面を伝えることが重要になっている今、将来、子どもたちが社会に適応しながら現実に立ち向かい、意欲をもってさまざまな課題を克服し、自らの目標に向かって努力して、社会的・職業的に自立するために、教育委員会といたしましては、学校だけでなく家庭・地域そして産業界も連携して、将来の生き方や進路に夢を持ち、その実現を目指して、子どもたちが学校での学びや生活に意欲的に取り組むことができるよう、キャリア教育の一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと教育についてであります。ふるさと教育は、子どもに生活の舞台であるふるさとは、自然や文化、人材等に恵まれていることに気付かせ、それらと直接触れ合い、実感をもって学ぶことにより学校で学習し習得した知識や技能をさまざまな実生活で活かし、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むために必要な教育活動であると考えております。

本市においては、文化・産業と触れ合うため、各学校では、郷土史料館や露天掘り等の見学を実施し、子どもが、そこで得た感動や体験を通じて、ふるさとの良さの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を育成しているところであります。

急激に変化する社会に対応し、主体的、創造的に生きていく資質や能力を育成するために、教育活動全般に渡って横断的、総合的に創意工夫した教育が求められていることから、教育委員会といたしましては、今後も引き続

き、子どもたちが、豊かなふるさとの心を受け継ぎ、人間としてのより良い生き方を求め、知的好奇心を喚起する教育活動を一層推進してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席より再質問いたします。

大綱1点目の福祉行政について市長に伺います。

認知症カフェについてですが、認知症カフェは現在、旧音楽教室の場所を使用しておりますが、介護施設等で行われる「移動認知症カフェ」は、固定した場所のみではなく、市内のあらゆる場所で行うことができ、評価できるものと思います。

そこで今後、新しくなる保健福祉総合施設における認知症カフェについては、どのような考え方でいるのか伺います。

大綱2点目の行財政運営についての人事評価制度について伺います。

人材育成基本方針には、まず1つに「市民に対して」市民ニーズを理解し市民目線、地域目線で行動する、2つに「仕事に対して」改善改革意識をもち変化に柔軟に対応できる、3つに「組織仲間に対して」目標とチームワークを重視、組織の成果を考えた行動を、4つに「能力開発に対して」能力向上のため、自らの専門能力向上に努め、お互いの知識を積極的に伝承できる、意欲溢れるプロフェッショナル集団を目指すとあります。このような「目指すべき職員像」を実現するために、人事評価制度があるものと思います。私は特に、市役所を訪れる市民や業者、いわゆる訪問者に対する接遇対応や、聞かれたことに対して回答ができ

るようなスキルアップに努めることが大切かと考えます。

本市におきましては、大変親切で丁寧な対応を各係においてしていただいていると伺っております。特に市民は、単に事務手続きのために訪れる場合から、何らかの課題を抱えて訪れる場合も多いでしょうし、高齢化率が、4月1日現在、40%を超えたこともあり、内容も多岐にわたり複雑化していること、訪れる市民の数も多くなり、対応には苦慮する場合も多いかと思いますが、市役所を訪れた方々に、清々しい気持ちでお帰りになっていただくための対応が、今まで以上にさらに望まれることと思います。人材基本計画に基づいた職員像を目指し、人事評価制度を十分活用した市役所づくりに積極的に取り組むべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

大綱3点目の教育行政について、2点質問いたします。

1点目は、野生鳥獣からの被害を未然に防ぐためについてです。

登下校の通学路だけでなく、部活動で、学校外へトレーニングに出る場合などもあります。熊の出没等、心配される市内の状況を警察署から受け取れるメールシステムがありますが、保護者への登録の周知を広げることも必要かと思えます。また、庁内においても、熊などの野生鳥獣の被害が想定される場合、児童生徒も勿論ですが、市民の安全を守る為、十分な情報収集と迅速な連絡体制をもった、全庁的な体制を整備しておくことが必要ではないでしょうか。このことについて、市長および教育長にお伺いいたします。

2点目は、高等学校への支援策についてで

す。美唄尚栄高等学校は入学者の減により、間口が削減されることになれば、美唄尚栄高等学校の特色ある総合学科が維持できなくなってしまうのではないかと思います。多くの若者が美唄に集い、まちなかに明るい会話が飛び交うことは、何よりも価値があると考えます。

高校の存在が地域の活力に直結するという認識から、道立高校であっても地域の行政が高校の価値を高め、その魅力化を図ることによって入学者を誘引し存続を図っていくべきかと思えます。今後において、間口を削減させないための取り組みを積極的に行うべきかと思えますが、教育長のお考えを伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、認知症カフェについてですが、利用者が気兼ねなくカフェを訪れ、くつろぎながら、体調や介護についての相談や思いを語ることが大切であると考えておりますので、詳細につきましては、市立美唄病院・保健福祉総合施設の基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、職員研修等についてですが、職員のスキルアップや資質向上は、業務はもとより市民サービスにも直結する重要な部分であることから、これまでも人材育成基本方針、職員研修計画に基づき実施してきているところであります。

接遇につきましては、窓口を訪れる方々をはじめ、市民の皆様には安心感と信頼感を持っていただく基礎となる大変重要なものであると認識しており、それが信頼できる市役所づ

くりにつながるものと考えております。

また、人事評価制度における能力評価の着眼点に「住民志向」「規律・姿勢」の項目もありますことから、市民の皆様との間に信頼関係を築き、サービスの向上につながるよう、接遇研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の安全を守るための全庁的な体制についてであります。これまで、ヒグマの目撃の通報に対して、市、警察、猟友会美唄支部が連携し、情報収集や周辺のパトロールを行うとともに、周辺住民への注意喚起チラシの配布、広報車による注意広報等を行ってきたところでありますが、ヒグマの生息数も拡大し、生活圏への出没など、市民の生命・財産に重大な危害を及ぼすことが危惧されることから、全庁的に情報を共有し、迅速かつ適切で万全な対応ができる体制のあり方を検討してまいりたいと考えております。

認知症カフェについてでございますけれども、先ほど私「基本計画」と発言しましたが、「基本設計」でございますので、ご訂正をよろしくお願いいたします。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 川上議員の質問にお答えします。

初めに、被害を未然に防ぐ取り組みについてですが、北海道警察本部で行っている「ほくとくん防犯メール」という情報提供サービスがあり、知りたい地域の犯罪発生情報や防犯対策・子どもに対する声かけ事案等の情報が、メールにより登録している方に届くこととなっております。

教育委員会といたしましては、今後とも、

このサービス等を活用するよう警察署とともに、学校や保護者の皆さんに対し、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、美唄尚栄高校の間口維持についてですが、北海道教育委員会が、今年6月に公表した平成30年から平成32年までの公立高等学校配置計画案には、美唄尚栄高校の間口削減は示されていませんが、計画が正式決定する9月までに、80名を超える定員が明らかに確保される方策がなければ、道教委としては、一間口、削減する方向で検討に入る旨の事前説明を受けているところであります。

教育委員会では、これまで美唄尚栄高校に対して、資格・検定受講料や模試等の受験料のほか、全国・全道大会出場の旅費や学校が行うキャリア教育に係る経費に対して支援してきたところですが、これら支援策が間口の維持に繋がっていない状況となっているところです。

教育委員会といたしましては、これまでの支援策に加え、高校と中学校の進路指導の教師が、それぞれの情報を共有し、美唄尚栄高校の魅力を生徒にしっかり伝えていく場を設けるとともに、急速な中学校卒業者の減少を踏まえ、高校標準法に定める1学級40人定員の引き下げと少人数学級の実施における国の教職員定数の改善等について、美唄市高校問題等対策協議会を通じて道教委に対して強く要望してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

1番、森川明議員。

●1番森川明議員（登壇） 平成29年第2回定例会にあたり、市長及び教育長に大綱4点にわたり質問をいたします。

今、モリとかカケとか、そばを例に例えた社会問題があり、付度、岩盤規制、伝聞の伝聞の伝聞等、耳にあまり聞かない言葉が語られております。うやむやに終わらないように、今後を見守りたい点と、共謀罪法の採決強行、北朝鮮のミサイル等、国内外に問題が山積で、地方にも関連事項が多く、何か落ち着かない日々を暮らしており、きちんとした対応が必要です。

質問に入ります。大綱1点目は、種子法の廃止についてです。

種子法の改正は、農業改革関連8法案の1つで、稲と麦、大豆の種子の生産普及を都道府県に義務付ける主要農産物種子法が来年の4月に廃止されます。

種子法は、食糧の増産を目的に、1952年に制定され、都道府県が地域の気象条件などに合った優れた優良品種を開発研究し、大きな成果を上げています。

廃止の背景には、現在、都道府県が普及の際に定める奨励品種のほとんどが、公的機関が開発したもので、民間との競争条件が対等となっていないことが要因と思われれます。

現在、JA組合長等から、この種子法の廃止に多くの懸念の声があります。いわゆる地域に合った種を作る仕組みが、民間の参入で壊され、大手企業に牛耳られるのではないかと。議論も少なく、拙速すぎるという声です。

伺いたい点は、①として、道からどのように市に説明があったのか ②として、市として民間参入による種子の安定供給の影響がどの程度見込まれるのかという点です。

大綱2点目は、「美」のつくマチの交流推進についてです。道内には、美のつく市町が4

つあります。美深、美瑛、美幌、そして美唄ですが、ともに地名がアイヌ語という共通点があります。

美唄はご承知のとおり「ピパオイ」、カラス貝のたくさんいるところ、美深は「ピウカ」石原の意とか、あるいはニウフ、美瑛は「ピウイ」これは2つの説があり、白濁した油ぎった川か、パイペツ「石川」の由来、美幌は「ピ・ポロ」と、小石の多くある処に根拠があります。特色として、美瑛、美幌も観光で有名ですし、美深も本市も観光に力を入れ、また、農業のまちとして、それぞれの特産品もあります。

市の観光客は、空知総合振興局が6月12日に観光客数速報値を発表しましたが、全体的に2年ぶりに減少し、本市も管内で14番目の30万800人、前年比99.4%で、客足が伸びておりません。樺戸道路の観光活用もPRのパンフを作成、道観光振興機構では、囚人が開削という歴史ある道路として、空知の第1弾として売り込んでおり、期待も高まっております。

そこで、以前に交流のあった4つのマチの地域振興を図る面、観光客もそうですけれども、市がリーダーシップをとり、観光、農業と広範囲の「美」サミット等の開催ができないものか、この点をお伺いします。

①として、4つの「美」のつくマチの交流、その後の経過 ②として、持ち回り「美」サミット等を開催し、相互交流を市が推進すべきであるという点です。

大綱3点目は、高齢者の運転免許返納についてです。

75歳以上の高齢ドライバー更新時に、認知

機能検査を強化する改正道交法が、3月から施行されました。

現在、75歳以上の運転免許保有者が全国で約163万人、道内20万人以上で、20万人を超えるのは初めてで、この10年で倍となり、全体の10%を占めています。

全国では、高速道路の逆走、あるいは小学生の列に突っ込んだり、アクセルとブレーキの間違い、コンビニに突入、多くの死傷者の出る事故が各地で発生しています。

道交法は、75歳以上のドライバーの免許を更新する方に、先ほども述べました認知機能検査を義務付けておりますが、それでも認知症に近いと判断されても、免許証返納まではなかなか決断できない。それは、車が生活の足となっているからです。

このような状況のもとで、公共交通機関が乏しい地方では、タクシーやバス料金の補助など、行政的な支援が必要という声が高まっています。

道内では、同じ空知管内北竜町が、65歳以上の返納者に5万円分のタクシー利用券、石狩管内の新篠津村もタクシーと路線バスで使える6万円の利用券を贈っていますが、相次ぐ地方の鉄道、バスの縮小や廃止で、全体的なものとはなっていません。

実は、昨年第2回定例会で、同僚議員から同じ趣旨の質問がありました。その後、道交法改正と、大幅な高齢者事故が多発したために、さらに冒頭触れました認知機能検査をする、改正道交法の施行等の状況、また自治体の助成も多くなっており変化をしていますので、あえて伺うわけですが、予算計上になりますと、市も財政的には厳しい面もあります

が、ぜひ検討していただきたいと思います。

伺いたい点は、①として、市の75歳以上と85歳以上の運転免許所保有者数 ②として、過去1年間の返納者数 ③として、高齢者の返納に対するタクシー券等、代替手段を行うべきでないかという点です。

大綱4点目は、教育について教育長に3点伺います。

(1) 道徳についてです。

先ほどもちょっと触れられていましたけれども、2018年度から小学校、2019年度から中学校で、約10年ぶりに学習指導要領が改訂され、道徳も「特別な教科」として格上げされました。従来 of 指導要領では、手順や方法が示されたことがあるものの、単なるガイドブックで法的な拘束力がなかったので、今回は性格的に全く違うものです。

特に道徳は、小学校英語も教科で取り組まれるために、教員の多忙化が授業時間の増加で、質的、量的にも負担が増えるものと予想しております。教員の現状は土日の部活をはじめ多忙で、過労死ラインにあるとの報道もあり、さらに教える中身も増え、その教え方も大変の一言です。

現在も行われている道徳を、なぜ強化しなければならないのか。授業でやらなくても、日常的に家庭等での体験、経験から、いくらでも学習ができると思うのです。次の点を伺います。

①として、正式に「特別な教科」として格上げされた主な理由 ②として、授業時間の増加による教員の対応策 ③として、通知表の取り扱い、成績評価欄はないのかという点です。

教育についての2点目は、教育費についてです。

義務教育に関する費用は、本来、全額公費で賄うべきで、現状は十分とは言えません。教育費は、公費と保護者負担とに区別されますが、市の予算執行状況は、財政事情をある程度理解をするものの、空知管内10市の状況と比較をすれば、本市は、どの位置にあるのかということです。市によっては、職員費も含まれているところもあり、単純に比較ができない面もあるにしても、おそらく下位であると予測されます。

さらに、教材での保護者負担、教員の負担等も見受けられます。将来を担う子ども達の学習環境を整えるために、義務教育に関する費用の無償と増額に努めるべきであり、教育の低下はあってはならないことです。

伺いたい点は、①として、教育費の過去3年間、空知管内10市の状況と市の位置がどこにあるのか ②として、保護者負担の実態 ③として、教員の自己負担の実態 ④として、予算増額に向けての要請行動です。

教育の3点目は、コミュニティ・スクールについてです。

文科省の推進事業として、全国全学校にコミュニティ・スクールの設置が決まり、空知でも行動している学校があります。どのような活動をしているのか、教育長の行政執行方針では、コミュニティ・スクール導入について図るとありますが、その内容等について伺います。

①として、目的は何か。いつから発足しているのか ②として、協議会の構成員は ③として、委員には、一般教員の選出があるの

か ④として、市の今後のプランと現在の進捗状況についてです。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、主要農産物種子法の廃止についてですが、農林水産省は、法廃止後も、種子の安定供給のため、都道府県が種子生産を継続するものとし、品質確保も種苗法の告示により定め、農産物検査を行うことによって、優良な種子の生産を担保するとしております。

また、空知農業改良普及センターに伺ったところ、北海道としては、現段階では、国の動きを注視している状況ではありますが、制度が廃止されても、奨励品種決定試験は継続して行うと回答があったところでもあります。

次に、民間参入による種子の安定供給の影響についてですが、現段階におきまして、具体的な影響を見込むことはむずかしい状況にあります。本市の目指す、安全・安心な農産物の生産が守られるよう、今後の国や道の動きを注視し、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、「美」のつくマチの交流の推進についてですが、はじめに、4つの「美」のつくマチの交流経過につきましては、各自治体の現状や課題を認識し、魅力あるまちづくり、人づくりにつながるよう4つのまちの友好、親善、連携、協力を目的に平成6年度から「美有サミット」として、サミット会議や親子体験交流事業などの取り組みを行ったところではありますが、交流事業への参加者の減少や施策への貢献度などに関して、4市町で

協議のうえ、平成16年度末をもって終了したところであり、その後は、特段の交流事業等を行っていないところであります。

次に「美」サミット等の開催についてですが、他の自治体との相互交流は、お互いのまちの活性化のためには有効な取り組みであると考えておりますものの、美有サミットにおける交流事業の終了後、現在に至るまで、特段の交流事業が行われていないことを踏まえ、現在のところ「美」サミット等の開催は行っていないところでありますが、私といたしましては、「美」のつくまちの交流に関する市民ニーズや関係する団体の気運の高まりを見極めるとともに、施策への貢献度なども鑑みながら、今後、判断をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者の運転免許返納についてですが、本市における高齢者の免許保有者数につきまして美唄警察署に確認したところ、本市全体の免許保有者数1万3,669名に対しまして、75歳以上の保有者数は1,410名と、免許保有者の約10%の方が、75歳以上となっているところであり、85歳以上の保有者数については、把握していないとのことでした。

次に、本市における、高齢または身体能力の低下などの理由により、運転免許を自主返納された方につきましては、平成28年は49名となっており、平成29年におきましては、6月12日現在で25名の方が自主的に運転免許を返納されている状況となっております。

次に、運転免許を自主返納された方に対する取り組みについてですが、道内の一部の市町村におきましては、運転経歴証明書

交付にかかる手数料の助成やタクシーチケットや商品券を交付するなどの取り組みを行っている自治体もあり、空知管内では、北竜町、雨竜町、由仁町、南幌町が運転免許自主返納者に対する施策を行っているところであります。

本市におきましては、このような一部自治体で実施している支援について、現時点で実施することは難しいものと考えますことから、平成 30 年度に策定予定のコンパクトシティ構想の早期実現や、市民バスや乗合タクシー等の公共交通網の整備を行うことにより、誰もが公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めるとともに、運転免許を自主返納された方への支援策につきましても、引き続き、他市の取り組み状況に注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、道徳が教科化された理由についてであります。道徳の教科化については、平成 19 年にも提言された経緯はありますが、平成 23 年に滋賀県大津市でいじめを苦に自殺した事件を受け、翌年には「いじめ防止対策推進法」が成立し、その後、平成 25 年 2 月、いじめ問題などへの対応をまとめた政府の教育再生実行会議の提言で、道徳の教科化が打ち出され、平成 26 年 10 月、文部科学省の諮問機関の中央教育審議会が道徳を特別の教科とすることを答申しました。

本年 3 月、学校教育法施行規則を改正し、道徳を「特別の教科道徳」として教科化したことを踏まえると、学校におけるいじめの防

止が、道徳の教科化における大きな要因として位置づけられるものと考えております。

教育委員会といたしましては、道徳の教科化は学校全体を通じて子どもの心身の発達段階や社会とのかかわりの広がりなどの実態と指導上の課題を踏まえながら、道徳性を養うことに繋がるものと考えております。

次に、教員の対応策についてであります。道徳については、小中学校において、心のノートや補助教材を活用し、道徳の時間として、年間 35 単位時間の授業を行ってきているところであり、教科化に伴う時間増は生じないところでもあります。

次に、道徳科の評価についてであります。昨年 12 月 21 日に示された中央教育審議会の答申では、「特別の教科道徳」の評価については、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があるが、数値などによる評価は行わないこととされております。

道徳科の評価の方法については、昨年 7 月、国の専門機関であります「道徳教育に関わる評価等の在り方に関する専門会議」の報告の中で、他の児童生徒と比較し優劣をつけるのではなく、当該授業における児童生徒の学習状況、具体的には、授業で見せた表情や態度、授業中に書いたワークシートなどの記録、授業を通して児童生徒が行った自己評価など、記述評価に必要な児童生徒の情報を積み重ね、道徳的に自己を見つめているかどうか、自己の生き方について考えを深めているかなど、道徳的価値の自覚を視点として評価すること等、評価例が示されているところです。

また、教師の指導方法・指導構成が、児童

生徒の評価において重要となっているところ
であります。具体的には、児童生徒の多面的・
多角的な思考を導く授業であったか、教材や
教具の活用は適切であったか、道徳的価値観
の理解を深める方法が、児童生徒の実態や発
達段階に相応しいものであったか、児童生徒
が自発的に問題を考え、積極的に学習が行わ
れるような配慮があったか等が評価する教師
側に求められているところです。

道徳教育は、人間としての自分らしい生き
方について、具体的な生活や学習活動などに
おいて追及していくことにより、「社会的に自
立した人間形成」に結び付けることを目的と
していることから、教育委員会といたしまし
ては、各学校が、児童生徒をしっかりと受け
止め、励まし、支援する姿勢を大切にした評
価になるよう指導してまいりたいと考えてお
ります。

次に、教育予算についてであります。本
市における歳出合計額に占める教育費の構成
比で申し上げますと、平成27年度では5.6%、
平成26年度では5.9%、平成25年度では
5.6%となっており、空知管内10市のなかで、
歳出合計額に占める教育費の割合が大きい市
からの順番では、3カ年のいずれも9番目の
位置となっています。

次に、保護者負担についてであります。こ
ども・生徒の所有に帰すことになる副読本、
ワークブック、資料集、実験・実習材料費な
どについては、保護者負担となっているところ
であります。

保護者負担の軽減に向けては、校外研修や
社会科見学、スキー学習などにおいて、スク
ールバスを可能な限り配車するとともに、ク

ラブ活動等における大会遠征費への助成を行
っているところでもあります。

次に、教員の自己負担についてであります
が、北海道教職員組合空知支部美唄支会の平
成28年度「教育予算要求書」によりますと、
自己負担している事務用品等は、プリンター
インク、ブルーレイメディアなどのパソコン
関連用品、ワークなどの教材関連用品や用紙、
ファイルなどの文具類などで、自己負担が増
加傾向であると分析しています。

教育委員会といたしましては、各学校から
は、現在、パソコン用の教材購入費など授業
に必要なさまざまな要望をいただいております
ので、今後とも、学校配当予算の充実に努
めてまいりたいと考えております。

次に、国に対する要請行動についてであり
ますが、文教施策に対する北海道内35市教育
委員会の要望を要望書として取りまとめ、北
海道都市教育委員会連絡協議会を通じ、国に
要望しているところでもあります。

次に、コミュニティ・スクールの導入につ
いてであります。地域の住民や保護者がより
主体的に学校の運営に参画することを可能
とすることにより、地域の住民、保護者の意
向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼
される学校づくりを推進するため、平成16年
の地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の改正により、コミュニティ・スクールが法
制化され、学校の運営に関して協議する機関
として、学校ごとに学校運営協議会を置くこ
とができることとされました。

また、本年4月からは、同法の改正により、
教育委員会に対し、学校運営協議会の設置が
努力義務化されたところでもあります。

次に、運営協議会の構成員についてですが、美唄市学校運営協議会規則の規定により、学校運営協議会委員は、12名以内の委員で構成し、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長及び教職員、このほか教育委員会が適当と認める者となっております。

なお、一般教員に委員の委嘱をする場合は、学校運営協議会の業務が負担とならないよう各学校と十分協議してまいります。

次に、学校運営協議会の設置に向けた取り組みについてですが、今年度から準備が整った学校から順次、導入し、最終的にはすべての小中学校で導入してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 1番、森川明議員。

●1番森川明議員 それでは、自席から意見と再質問をさせていただきます。

大綱1点目の種子法の廃止についてですが、道農政部に聞きますと、現状は、道内の優良品種は、本年1月現在、稲20、麦11、大豆19の品種があり、稲と大豆は、全品種が道の指導で開発され、稲の民間企業の開発はないとのこと。全国的に評価が高く、1つの品種を作るのに、最低10年を要し、時間と労力をかけての開発で、今や全国区として知れ渡っている「ゆめぴりか」「ななつぼし」など、ブランド米産地、北海道を確立してきたわけです。なぜ品種の開発を保障するシステムを崩そうとしているのか、この点について疑問を感じます。民間企業となりますと、多国籍企業の参入を招き、全国都道府県が積み上げてきた安全な品種開発の体制が崩壊する危険性があり、この法律の意義を踏まえ、何かと

対応も必要となってきます。種子法の廃止の理由は、種子ビジネスの促進、儲け優先への舵取りを変える狙いが見え隠れしています。つまり、種子の取り扱いを民間業者に開設させることは、公的機関のノウハウを民間に提供し、外資系企業の種子ビジネスが、より進むことでしょう。

再質問といたしましては、制度が廃止された場合、特に民間参入による影響を見込むことが難しいとの答弁ですが、影響はあると思っています。それは、多国籍企業の参入に牛耳られ、遺伝子組み換え作業の安全・安心性を値段のつり上げに脅かされる恐れがあり、生産者、消費者ともどもに影響が予想されるからです。

国や道の動きを注視することは、これは当然ですが、まず予算上の規制で、2017年度で約1億5,600万円の道の関連予算が、根拠となった法律がなくなるわけで、奨励品種決定試験の制限で、公的機関が従前どおりの研究開発はできないものと予想され、種子法があったからこそ、食の安心・安全が守られており、必要な対応はもちろんのことです。

種子法の廃止で、少なからず影響があるものと予想されるくらいの答弁はできないものかということ伺いたしたいと思います。

大綱2点目の美のつくマチの交流推進についてです。美のつくマチの交流が2004年をもって終了、その後、交流事業等を行っていないとのこと、誠に残念に思います。

美のつく市町村のみでなく、北海道には多くのマチ、部落があります。頭に美のつくところを誇りに感じ、市町村史、地名事典等で調べましたところ、地名のほとんどが、アイ

又語という共通点があり、その由来から親しみを感じ、身近に思っております。部落とも新たな交流の枠が広まるかもしれません。同じ美のつくマチを羅列してみますと、帯広市には美栄町、千歳市には美々、ここは駅はなくなりました。それから美笛、石狩市は美登位、積丹町の美国町、長万部町は美畑、北竜町は美馬牛、足寄町は美盛、芽室町は美生、鹿追町は美蔓西、清水町は美蔓、弟子屈町は美留和、ここには駅があります。本別町は美栄、美蘭別、美里別、大樹町は美成、広尾町は美幌、新冠町は美宇、美瑛町は美馬牛、ここにも駅があります。美幌町の美和等、本当に多くあり、十勝地方に美のつくマチ、部落が集中していることがわかりました。

町名、部落等、美がつくだけでなく、何かの縁で交流が進む可能性があります。今後は検討の余地が残されていますので、4つのマチの交流を地域振興のために復活させるべく、また、4つのマチの観光特産品等も変化が見られますので、機会を見極め、交流の推進を図る努力をしていただきたいと思います。

大綱3点目の高齢者の運転免許返納についてです。ちょうどタイミングよく、6月13日の北海道新聞夕刊に、政府は6月13日、2017年度交通安全白書を閣議決定した旨、掲載されていました。2016年度の75歳以上の高齢者運転による死亡事故が459件、全体の占める割合が13.5%にあり、75歳以上運転の人口10万人に当たり、8.9件と75歳未満の3.8件の倍以上となっています。

道警では、死亡事故が16件で、全体の10.7%を占め、全国と同様に増加傾向にあり、運転免許者人口10万人当たり、死亡事故4.2

件が1.7倍の7.3件にも増えております。要因は操作の誤りで、ブレーキとアクセルの踏み違いが、高齢者運転には全体の5.9%にも達し、その他車線をはみ出した衝突事故が、全体の24%にもなっています。

記憶に新しい事故を紐解いてみました。運転手75歳以上の事故は、全国では「病院待合室に突っ込み」が80歳、6人重症、「飲食店にワゴン車が激突」76歳、12人ケガ、「集団登校している小学校の列に軽トラが突っ込む」87歳、6人が重症、「病院の玄関付近に車が突っ込む」84歳、1人死亡、2人ケガ、「病院前で車が暴走」83歳、2人死亡などです。

全国的な高齢者の免許の返納率ですけれども、大阪府は5.4%に対し、三重県が1.22%、岐阜県1.46%と低調で、道内も1.79%と低く、代替整備も進んでいません。道内の鉄道、バスの相次ぐ縮小や廃止で、なかなか手を伸ばせないことが原因とも思われます。

答弁で、自治体の返納助成を知ることができました。空知では、北竜町、雨竜町、南幌町です。全道各地で関心が高く、増えつつあります。市の75歳以上の免許保有者1,410名と、全体の10%は、これは全道と割合が同じでした。財政面で市の状況は承知していますが、けれども、何事も交通事故をなくすために、返納者に助成が必要と思えます。

白書では、高齢運転者の特性として、視力の弱体、反射神経が鈍くなり、対応の遅れ、体力の衰え、運転が不的確、運転が自分本位等々、多くを指摘していました。安全運転と交通事故防止のために、1つの手段として、自主返納を提起いたしますので、今後に向け、

この点につきましては検討を重ねていただきたいと思ひます。

大綱4点目の教育行政についてです。

道徳は、子ども達が生活の中を自分で育てていくものと思ひています。道徳は哲学ですから、これを単純に決められるものではないのです。

前にもちよつと触れましたけれども、道徳は、教育として、授業でやらなくても、日常的にいくらでも学習ができます。子ども達に道徳を期待するのであれば、身近な大人達が子どもの見本となるような行動をすべきで、その姿こそ家庭で教えるべき、父母なのです。吉田松陰の言葉に「凡そ人の子のかしこきも、おろかなるも、よきも、あしきも、大てい父母の教えに依ることなり」と申しております。子どもが賢いとか愚かであるとか、良いとか悪いとかと言われるのは、父母の教育によると言ひています。人に優しく、人に迷惑をかけないなど、家庭が教えるべきで、授業であまり強調すべきものではないと思ひております。

また、授業時間が増えて、教員の対策は万全とは思へません。指導要領は、法的な拘束力を持つとされ、ただの指針ではなく、手順を示すことを学校現場では予想されます。評価欄につきましても、教員の専門的な教育免許がなく、どのように意識と改革をすべきか、もやもやした感が残り、何かすっきりしません。

小学校の道徳の教科書検定でも、パン屋が和菓子屋に変更され、パン屋が怒り出したという報道もありました。パンは日本の食文化で、なぜパン屋ではダメなのか。この辺も教

えとして、分かりづらいものとなっているのです。

古い歌になりますが、植木等のスーダラ伝説、私も得意でよくカラオケで歌っていますが、「おしつけ道徳さようなら」という歌詞があります。

道徳については教育長に対する再質問ですが、その中で、特に1つとして、教科化は、いじめを苦しめた自殺事件が発端とのことで、いじめは、今後、巧妙化され陰湿化する恐れがないかと危惧しています。道徳の強化によって、いじめが減ると理解してよいのかどうか。

2点目は、教育長の教育行政執行方針で、「考え議論をする道徳」への質的転換を進めるとしていますが、実践面で、どのように具体化するのか。

3点目は、評価では、道徳的価値の自覚と視点として、評価は「言うは易く、行うは難し」の感がします。評価が数値で行われないのは当然で、児童生徒の自発的、日常的な学習を家庭等で行うべきであると思ひています。何度も言ひますけれども、道徳は、学校よりも家庭、地域の必要性を強調して良いのではないかという点です。この点について答弁をお願いします。

2つ目の教育予算についてです。詳しく答弁をいただきました。ただ、内容を見ますと、依然として前進はしてありません。教育費が、空知管内10市のうち、3カ年も連続して9番目という状況、いかに少ないかを物語っています。少なくとも市教育委員会の面子にかけても、中位ぐらいの位置になるように、増額努力をしていかなければと思ひます。

また、保護者負担、教員の自己負担分も、逆に増加傾向にある状況、さらなる学校配当等予算の増額が急務ですし、空知教育局、道、国に現状を訴え、働きかけを強化し、学習意欲の環境を整えるべきだと思っています。

コミュニティ・スクールの件ですが、教育長の教育行政執行方針で、信頼される学校づくりを行うための制度そのものを知ることができました。ただ、委員構成での一般教員の参加による業務の負担増に対する配慮が必要です。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

種子法廃止に伴う影響についてであります。国会審議でもさまざまな懸念・問題点が指摘されていたと承知しているものの、国が必要な対応を行っていくと説明していること、また、道もこれまでと変わらず取り組みを進めるとのことでありましたので、具体的な影響を見込むことは難しいとお答えしたところであります。

しかしながら、良質な種子の開発や安定供給の確保は重要であると考えておりますので、今後の種苗法に基づく「指定種苗の生産等に関する基準」の告示などを注視し、農協など関係機関・団体と連携を図って、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、道徳の教科化といじめの関連性についてであります。「特別な教科道徳」は、自己を見つめ、物事をより広い視野から多面

的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を行い、社会的に自立した人間形成に結びつけることを目的としているところであります。

教育委員会といたしましては、児童生徒が、道徳科の中で、自分たちが人間としてよりよく生きていくために、自己を見つめ、人間としての生き方について深く考え、適切な行為を主体的に選択し、日常生活でいじめを道徳上の問題として把握し、深く考えることにより、いじめ等については減少していくものと期待しているところであります。

次に、考え、議論する道徳科への質的転換についてであります。問題解決型の学習や体験的な学習などを通じて、自分ならどのように行動・実践するかを考えさせ、自分とは異なる意見と向かい合い議論する中で、道徳的価値について多面的・多角的に学び、実践へと結び付け、更に習慣化していく指導へと転換していくことが道徳の教科化の大きな目的となっております。

質的転換を進めるための具体的な実践方法についてであります。教育委員会では、市内すべての小中学校として一般教諭として位置付けられている道徳推進教諭を中心に、本年7月に「美唄市道徳教育検討委員会」を立ち上げ、この委員会の中で、道徳の教科化に備え、どのような授業を行いどのような評価が適切であるか、また、指導計画を作成するためには、各学校の子どもの実態を踏まえ、いつ、どのような形で内容項目を設定するかを全小中学校の教師全体で検討して、新たな「特別な教科 道徳」の授業を展開していくよう準備を進めているところであります。

次に、道徳と家庭の繋がりについてであります。子どもたちが、自分が今までどのようなことを考え、どのようなことができてきたのかということについて、振り返り、自分の成長を、どう理解し、認めるといった、いわゆる子どもたちの「学びの履歴」を家庭と共有し、学校、家庭が同じベクトルの中で、道徳の在り方を真剣に考えていくことが重要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、各学校で発行する学校だよりや授業参観日等を通じて道徳の教科化の考え方について説明するとともに、各学校が実施する家庭訪問等を通じて、道徳科の中で、児童生徒が積み重ねた「学びの履歴」を伝えるなど、学校と家庭が一体となって、児童生徒の心を育ていく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 1番、森川明議員。

●1番森川明議員 まず、種子法の廃止についてですけれども、必要な対応を行っていきたいという答弁でした。

実は、世界では、アメリカのモンサント社のように、遺伝子組み換え作物を主流とする会社があり、多国籍企業が大半を占めております。

種子法があったからこそ、守られた食の安全・安心が、種子の値段を廃止によって簡単につり上げることも可能となり、価格高騰の皺寄せが今でも予想されるわけです。生産者・消費者に対する影響は必ずあるものと見ていますので、関係機関・団体と連携を一つ、直ちに行動の展開を期待しております。

次に、道徳について、答弁から質問をいたします。道徳の教科化でいじめは減少すると

のことですが、その点は見守りたいと思うものの、逆にいじめ方が陰湿化し、増えるのではないかと、心配もあります。

道徳は、前にも述べました哲学であり、難しい表現よりもわかりやすい特効薬的な、教える言葉が必要と思っています。その点、教育長はどう思っていますか。お伺いをいたしたいと思います。

●教育長星野恒徳君 森川議員の質問にお答えします。

道徳の教科化と、いじめの関連性についてであります。森川議員のご指摘のとおり、道徳教育は、簡単で理解し易い内容で授業を進めることが必要と考えております。

このため、道徳の授業を行う教師には、道徳の価値観を押し付けるのではなく、授業の中で、どのようなことがいじめなのか、なぜ、いじめはいけないのか等、いじめに関して具体的な事例を取り上げ、児童生徒が主体的に、いじめに向き合えるよう授業に取り組むよう進めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 0 時 1 0 分 延会

